防災庁の保有する個人情報等管理規程

（令和８年 11 月２日
防災庁訓令第 17 号）

第１章　総則

（目的）

第１条 この規程は、防災庁における個人情報、個人番号、仮名加工情報及び削除情報等並びに行政機関等匿名加工情報等の適切な管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この規程における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第２条、第 60 条、第 67 条、第 73 条第３項及び第 121 条第２項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第２条の定めるところによる。

第２章　管理体制

（総括個人情報等管理者）

第３条　防災庁に、総括個人情報等管理者を１人置く。

２ 総括個人情報等管理者は、統括官（総合政策担当）をもって充てる。

３ 総括個人情報等管理者は、防災庁の保有する個人情報、個人番号、仮名加工情報及び削除情報等並びに行政機関等匿名加工情報等（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（公文書監理官）

第４条　公文書監理官は、総括個人情報等管理者を補佐する任に当たる。

（統括官個人情報等管理者）

第５条 統括官（防災庁行政文書管理規則（令和８年 11 月２日防災庁訓令第 14 号）第６条第２項に規定するものをいう。以下同じ。）に、統括官個人情報等管理者を１人置く。

２ 統括官個人情報等管理者は、統括官をもって充てる。

３ 統括官個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者の指示に従い、当該統括官における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（個人情報等管理者）

第６条　統括官に、個人情報等管理者を１人又は数人置く。

２ 個人情報等管理者は、参事官をもって充てる。

３ 個人情報等管理者は、担当する事務における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、個人情報等管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（個人情報等取扱担当者）

第７条　個人情報等管理者は、担当する保有個人情報等の事務ごとに、個人情報等取扱担当者を指名する。

２　個人情報等取扱担当者は、防災庁職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）をもって充てる。
３　個人情報等取扱担当者は、個人情報等管理者を補佐し、担当する事務における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。
４　個人情報等管理者は第１項の規定に基づき個人情報等取扱担当者を指名及び解除並びに担当する事務を変更した場合は別記様式第１号により総括個人情報等管理者に報告しなければならない。

（特定個人情報等取扱担当者）

第８条 個人情報等管理者は、担当する事務において、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合には、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報等取扱担当者」という。）を指名し、当該特定個人情報等取扱担当者が個人番号を取り扱う事務の範囲及び取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。
２　前項の規定に基づく指名は、総括個人情報等管理者が定める決定に基づいて報告しなければならない。

（監査責任者）

第９条 防災庁に、監査責任者を１人置く。
２　監査責任者は、事務次官が指名する審議官をもって充てる。
３　監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（副監査責任者）

第 10 条 防災庁に、副監査責任者を１人置く。
２　副監査責任者は、監査責任者が指名する参事官をもって充てる。
３　副監査責任者は、前条第３項の事務を補佐する任に当たる。
４　副監査責任者は、監査責任者の指示があった場合には、監査責任者に代わり、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たることができる。

（保有個人情報等の適切な管理のための会議）

第 11 条 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。この場合において、総括個人情報等管理者は、必要に応じて、情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることができる。

第３章　教育研修

第 12 条 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の取り扱いに従事する職員及び派遣労働者（以下「職員等」という。）に対し、保有個人情報等の取り扱いについて理解を深め、個人情報及び個人番号の保護に関する意識の高揚を図るために必要な教育研修を行わなければならない。
２ 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行わなければならない。
３ 総括個人情報等管理者は、統括官個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等取扱担当者、特定個人情報等担当者に対し、それぞれが担当する事務における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に行わなければならない。
４ 総括個人情報等管理者は、前二項に規定する教育研修を統括官個人情報等管理者に行わせることができる。
５ 個人情報等管理者は、担当する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な

管理のために、第１項から第３項までの教育研修への参加の機会を付与するなどの必要な措置を講じなければならない。

第４章　職員の責務

第 13 条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及びこの規程等並びに総括個人情報等管理者、統括官個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等取扱担当者、特定個人情報等取扱担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第５章　保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第 14 条 個人情報等管理者は、個人識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質及び程度などを考慮し、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする（紙等に記録されている保有個人情報等に接する行為を含む。以下同じ。）権限を有する職員及び権限の範囲を、必要最小限にしなければならない。

２　アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

３　職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第 15 条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、個人情報等管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる事務を必要最小限にとどめ、職員は、個人情報等管理者の指示に従い当該行為を行わなければならない。

一 保有個人情報等の複製

二 保有個人情報等の送信

三 保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）の外部への送付又は持ち出し

四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第 16 条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報等管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

（媒体の管理等）

第 17 条 職員は、個人情報等管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を、個人情報等管理者が定めた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。また、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則としてパスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用してアクセス権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

（誤送付等の防止）

第 18 条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録の誤送信、保有個人情報等が記録されている媒体の誤送付及び誤交付又は保有個人情報等のウェブサイト等への誤掲載を防止する

ため、個別の事務において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、複数の職員による確認やチェックリストの活用等必要な措置を講じなければならない。

（廃棄等）

第 19 条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、個人情報等管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

２ 前項の場合において、保有個人情報等の消去又は保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を外部に委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて、職員が消去若しくは廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去若しくは廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去又は廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

（保有個人情報等の取扱いの状況の記録）

第 20 条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容その他必要に応じて台帳等を整備し、当該情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

２ 個人情報等管理者は、特定個人情報ファイルを保有する場合は、台帳等を整備して、当該特定個人情報ファイルの利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

（個人番号の利用の制限）

第 21 条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号を利用してはならない。

（外的環境の把握）

第 22 条 個人情報等管理者は、担当する事務において、保有個人情報等が外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び保有個人情報等が保存されるサーバが所在する外国をいう。）において取り扱われる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人番号の提供の求めの制限）

第 23 条 職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第 24 条　職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（特定個人情報の収集又は保管の制限）

第 25 条　職員は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第６章　情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第 26 条 個人情報等管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第 34 条を除き、この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定するなどアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

２ 個人情報等管理者が前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

（アクセス記録）

第 27 条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存して、アクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。

２ 個人情報等管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（アクセス状況の監視）

第 28 条　個人情報等管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者権限の設定）

第 29 条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限を不正に窃取された場合の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該権限を必要最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

（外部からの不正アクセスの防止）

第 30 条 個人情報等管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第 31 条 個人情報等管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第 32 条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限にとどめ、処理終了後は不要となった情報を直ちに消去しなければならない。

２　個人情報等管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を確認しなければならない。

（暗号化）

第 33 条　個人情報等管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

２　職員は、これを踏まえ、処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行わなければならない。

（入力情報の照合等）

第 34 条 職員は、保有個人情報等（仮名加工情報及び削除情報等並びに行政機関等匿名加工情報等を除く。以下この条において同じ。）の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等

を行わなければならない。

（バックアップ）

第 35 条　個人情報等管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

（情報システム設計書等の管理）

第 36 条 個人情報等管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

（端末の限定）

第 37 条　個人情報等管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、処理を行う端末を限定しなければならない。

（端末の盗難防止等）

第 38 条　個人情報等管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等必要な措置を講じなければならない。

２　職員は、個人情報等管理者が必要と認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第 39 条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うこと等を徹底しなければならない。

（記録機能を有する機器及び媒体の接続制限）

第 40 条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

第７章　情報システム室等の安全管理

（入退管理）

第 41 条　個人情報等管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、必要に応じて、用件の確認、入退の記録、部外者の識別、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じなければならない。

２　個人情報等管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室の出入口を特定することによって入退の管理を容易にすること及び所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

３　個人情報等管理者は、情報システム室及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能の設定、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

（情報システム室等の管理）

第 42 条 個人情報等管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

２　個人情報等管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講じなければならない。また、サーバ等の機器の予備電源の確保及び配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

第８章　保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第 43 条 個人情報等管理者は、個人情報保護法第 69 条第２項第３号及び第４号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等（特定個人情報等を除く。次項及び第３項において同じ。）を提供する場合には、個人情報保護法第 70 条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目並びに利用形態等について書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を求めなければならない。

２ 個人情報等管理者は、個人情報保護法第 69 条第２項第３号及び第４号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、個人情報保護法第 70 条の規定に基づき、保有個人情報等の提供を受ける者に対し安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い安全確保の措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求の措置等を講じなければならない。

３ 個人情報等管理者は、個人情報保護法第 69 条第２項第３号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第 70 条の規定に基づき、前二項に規定する措置を講じなければならない。

４ 職員は、番号法で規定されている場合を除き、特定個人情報等の提供をしてはならない。

（保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託等）

第 44 条　保有個人情報等（特定個人情報等を除く。次項から第５項までにおいて同じ。）の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定してはならない。また、契約書に、次の各号に掲げる事項を規定する（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の２の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては、次に掲げる事項を遵守する旨を委託先に誓約させる。次条において同じ。）とともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

一 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の制限又は事前承諾等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報の安全管理措置に関する事項

五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

六 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱いの状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限にとどめなければならない。

3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地による検査等により確認しなければならない。

4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を行わなければならない。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を規定しなければならない。

6 保有個人情報等を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容及び保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

（特定個人情報等の取扱いに係る業務の委託等）

第 45 条 特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか、あらかじめ書面で確認しなければならない。また、委託契約の締結については、契約書に、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一 特定個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
三 特定個人情報等の複製等の制限に関する事項
四 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
五 委託終了時における特定個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
七 事務所内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止に関する事項
八 特定個人情報等の漏えい等の事案が発生した場合の委託先の責任に関する事項
九 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化及び当該従業者に対する監督及び教育に関する事項
十 契約内容の遵守状況の報告に関する事項
十一 委託先における実地による検査等に関する事項

2 特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 委託先において、特定個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託を

する特定個人情報等の取扱いに係る業務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。

4 特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を規定しなければならない。

第９章　サイバーセキュリティの確保

（サイバーセキュリティに関する対策の基準等）

第 46 条　個人情報等管理者は、保有個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第１項第２号に掲げるサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保しなければならない。

第 10 章　安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第 47 条　保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合、特定個人情報等取扱担当者がこの規程に違反している事実又はその兆候を把握した場合等、安全管理の上で問題となる事案又はその発生のおそれ（以下「漏えい事案等」という。）を認識した場合には、当該漏えい事案等を認識した職員は、当該漏えい事案等に係る保有個人情報等を管理する個人情報等管理者に、直ちに報告しなければならない。

２　個人情報等管理者は、前項の規定により報告を受けた場合には、統括官個人情報等管理者に、直ちに報告しなければならない。

３　個人情報等管理者は、自ら又は職員に指示し、第１項の規定により報告を受けた漏えい事案等に係る被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる端末等のLANケーブルを抜くなどの措置については、自ら又は職員に指示し、直ちに行わなければならない。

4 個人情報等管理者が不在等により直ちに報告することが困難な場合にあっては、漏えい事案等を認識した職員は統括官個人情報等管理者に直ちに報告し、その後、個人情報等管理者に報告しなければならない。この場合における第３項の適用においては、「個人情報等管理者」を「統括官個人情報等管理者」と、「第１項」を「第４項前段」と読み替える。

5 前項において、統括官個人情報等管理者が不在等により直ちに報告することが困難な場合にあっては、漏えい事案等を認識した職員は総括個人情報等管理者に直ちに報告し、その後、個人情報等管理者及び統括官個人情報等管理者に報告しなければならない。この場合における第３項の適用においては、「個人情報等管理者」を「総括個人情報等管理者」と、「第１項」を「第５項前段」と読み替える。

6 個人情報等管理者は、第１項、第４項前段又は前項前段の規定により報告を受けた漏えい事案等が発生した経緯、被害状況等を調査し、統括官個人情報等管理者に速やかに報告しなければならない。ただし、特に重大と認める漏えい事案等が発生した場合には、統括官個人情報等管理者に当該漏えい事案等の内容等について直ちに報告しなければならない。

7 個人情報等管理者は、第１項、第４項前段又は第５項前段の規定により報告を受けた漏

えい事案等が発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。また、講じた措置の内容を統括官個人情報等管理者に報告しなければならない。

8 統括官個人情報等管理者は、第２項の規定により報告を受けた場合（統括官個人情報等管理者において第４項前段の規定により報告を受け、第３項の措置を講じた場合を含む。）、第６項の規定により報告を受けた場合又は前項の規定により報告を受けた場合には、漏えい事案等の内容等に応じて、総括個人情報等管理者に、当該報告等の内容を個別に又は他の報告等の内容と併せて速やかに報告しなければならない。

9 総括個人情報等管理者は、第３項の措置を講じた場合又は前項の規定により１若しくは複数の報告を受けた場合には、必要に応じて、内閣総理大臣に、当該報告等の内容を当該報告等に係る漏えい事案等の内容等に応じて個別に又は他の報告等の内容と併せて速やかに報告しなければならない。

10 個人情報等管理者は、個人情報保護法第 115 条の規定（同法第 118 条第２項において準用する場合を含む。）に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から、当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、当該報告に係る漏えい事案等の内容、経緯、被害状況等及び当該契約相手方が是正のために講じた措置を確認しなければならない。この場合において、確認の結果、特に重大と認める内容である場合には、統括官個人情報等管理者に当該内容等について、直ちに報告しなければならない。

11 統括官個人情報等管理者は、前項の規定により報告を受けた場合には、総括個人情報等管理者に、当該報告に係る漏えい事案等の内容、経緯、被害状況等を直ちに報告しなければならない。

（個人情報保護法に基づく報告等）

第 48 条 個人情報等管理者は、前条第１項に規定する漏えい事案等であって、個人情報保護法第 68 条第１項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則が定めるものが発生した場合には、自ら又は職員に指示し、同項の規定に基づき、保有個人情報等の保護に関する事務を担当する参事官（以下「個人情報保護担当参事官」という。）を経由して個人情報保護委員会に報告するとともに、同条第２項の規定に基づき本人に通知しなければならない。

２ 個人情報等管理者は、特定個人情報等の漏えいその他の番号法違反の事案又はそのおそれがある事案を把握した場合には、自ら又は職員に指示し、個人情報保護担当参事官を経由して個人情報保護委員会に速やかに報告しなければならない。

３ 個人情報等管理者は、番号法第 29 条の４の規定に基づき、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じた場合には、自ら又は職員に指示し、個人情報保護担当参事官を経由して個人情報保護委員会に直ちに報告しなければならない。

（公表等）

第 49 条 個人情報等管理者は、前条各項の事案に該当しない場合であっても、当該事案の内容、影響等に応じて、自ら又は職員に指示し、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講じなければならない。なお、公表等を行う事案が国民の不安を招きかねない事案である場合は、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、個人情報保護担当参事官を経由して個人情報保護委員会に、速やかに情報提供を行わなければならない。

第 11 章　監査及び点検の実施

（監査）

第 50 条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、保有個人情報等の管理の状況について、定期に、及び必要に応じて監査を行い、改善すべき事項が認められた場合その他必要と認めるときは、その結果を総括個人情報等管理者に報告しなければならない。

２ 副監査責任者は、第 10 条第４項に基づき監査を行った場合において、改善すべき事項が認められた場合その他必要と認めるときは、その結果を監査責任者及び総括個人情報等管理者に報告しなければならない。

（点検）

第 51 条 個人情報等管理者は、担当する事務における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じて点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を統括官個人情報等管理者に報告しなければならない。

２ 統括官個人情報等管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、必要があると認めるときは、総括個人情報等管理者に報告しなければならない。

（評価及び見直し）

第 52 条　総括個人情報等管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、統括官個人情報等管理者及び個人情報等管理者に指示し、見直し等の措置を行わなければならない。

第 12 章　その他

（個人情報保護委員会への情報提供）

第 53 条 個人情報等管理者は、契約相手方が個人情報保護法第 120 条各号のいずれかに該当すると認められ契約を解除しようとするとき又は解除したときには、個人情報保護担当参事官を経由して個人情報保護委員会に情報提供を行わなければならない。

（細則）

第 54 条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他について必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年 11 月２日から施行する。